

【中国】「南水北調」送水プロジェクトの水管理条例

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 長江流域から華北地域に水を引く「南水北調」プロジェクトの運用開始に当たり、水資源の管理や関連施設の安全確保等について定めた条例が制定され、2014年2月16日から施行された。

1 背景と経緯

「南水北調」送水プロジェクトとは、華北地域の慢性的な水不足を解決するため、長江流域から水を引く大規模水利工事である。1950年代初頭に毛沢東が構想を提起して以来、検討が続けられ、1978年3月の第5期全国人民代表大会第1回会議でプロジェクトの実施が正式に決定された。

プロジェクトは、長江下流の江蘇省から京杭大運河（注1）を利用して山東省を通り天津に至る東ルート、長江中流の湖北省から河南省、河北省を経て北京に至る中央ルート、長江と黄河を上流で繋ぐ西ルートの3ルートからなる。このうち、西ルートはまだ検討段階であるが、他の2ルートの工事は2002年から始まった。東ルート第1期工事は2013年11月に正式に通水し、中央ルート第1期工事も2013年末に完工し、2014年中に通水する予定である。

中国政府は、東と中央の2ルートの運用開始に当たり、この2ルートで供給される水資源の管理を強化し、経済、社会及び環境に対するプロジェクトの効果を高めることを目的として、2014年1月22日、「南水北調プロジェクト供用水管理条例」（注2）を制定した。（注3）プロジェクトの本格運用を前に、中央ルートの取水源付近の水質汚染、水路の水位上昇などの問題も指摘されており、政府は法的規制による厳格な管理を実施する方針である。条例は2014年2月16日に公布され、同日施行された。

2 条例の概要

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：水量割当て（第7条～第18条）、第3章：水質の保障（第19条～第28条）、第4章：用水管理（第29条～第35条）、第5章：プロジェクト施設の管理及び保護（第36条～第47条）、第6章：法的責任（第48条～第54条）、第7章：附則（第55条～第56条）。

(2) 基本原則

節水、汚染防止及び環境保護の措置を水資源の供給及び使用に先行させることを原則とし、合理的な水量割当て、水質基準の達成、水資源の節約、施設の安全を徹底する（第3条）。

(3) プロジェクトの管轄

プロジェクトの水量割当て及び運行管理は国务院の水行政主管官庁が、水質汚染防

止対策は国務院の環境保護主管官庁が、その他の事項についてはそれぞれ国務院の所管官庁が責任を負う（第4条）。プロジェクトの水源地、水路及び送水先の地域の県級以上の地方人民政府は、当該行政区域内のプロジェクト関連業務に責任を負う（第5条）。

(4) 水量割当て

水量割当てにおいては、節水を旨とし、水源地域と送水先及び水源下流域における水使用のバランスを考慮し、生態環境の保護にも十分留意する。国務院で承認された割当水量の各年平均値及び送水先の省・直轄市の水量配分指標を基準として割当てを行う。（第7条）

水量割当年度は、東ルートは10月1日から翌年9月30日、中央ルートは11月1日から翌年10月31日とする（第8条）。

大規模洪水、旱魃、水質汚染事故等の発生に備えて、水量割当緊急対応マニュアルを策定する（第17条）。

(5) 水質の保障

プロジェクトにおける水質の保障について、県級以上の地方人民政府による目標責任制及び審査評価制度を導入する（第19条）。

東ルートの沿線地域及び中央ルートの水源地においては、重点的に水質汚染物質排出総量規制制度を実施する（第20条）。

東ルートの沿線地域には、水質汚染物質排出基準を満たさない施設等を建設してはならず、中央ルートの水源地には、汚染物質の排出総量を増加させる施設等を建設してはならない（第21条）。

(6) 用水管理

送水先の県級以上の地方人民政府は、プロジェクトによる給水と当該地域の地下水の利用配分計画を総合的に策定し、地下水の過度の汲上げを厳しく規制しなければならない（第61条）。

(7) 施設の管理及び保護

プロジェクト関連施設等は、法に基づいてその管理及び保護の範囲を定めなければならない（第38条）。

プロジェクト関連施設等の保護範囲内において、爆破、採掘、土砂採取、ボーリング調査、宅地及び墓地の造成等を行ってはならない（第43条）。

注(インターネット情報は2014年4月18日現在である。)

(1) 北京と杭州を結ぶ全長1,794 kmの大運河。紀元前5世紀(春秋末期)に開削され、7世紀(隋)と13世紀(元)に大規模な拡張工事が行われた。

(2) 「南水北調工程供用水管理条例」 国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/xzfg/201402/20140200395111.shtml>>

(3) 大規模水利プロジェクト関連立法としては、「長江三峡プロジェクト建設移民条例」(2001年)、「長江三峡重要水利施設安全防護条例」(2013年)などの例がある。